

機関番号：84413

研究種目：若手研究 B

研究期間：平成 21 年度～平成 22 年度

課題番号：21720065

研究課題名（和文） 前近代日本における文化財保護史—宗教施設と庇護精神に注目して

研究課題名（英文） History of the preservation of cultural properties in pre-modern Japan—About a religion institution and religion soul

研究代表者

内藤 直子 (NAITO NAOKO)

大阪市文化財協会・大阪歴史博物館・学芸員

研究者番号：70270725

研究成果の概要（和文）：地元・近隣の有力社寺数カ所について初年度は主として聞き取りを、次年度は主として文書類の調査を行い、宝物関連の情報や記事をピックアップし集約した。その中で、複数の人間によるチェック体制により宝物の維持管理がなされていた事例も確認できた。また、調査の過程に於いて、近代以降のものではあるが、宝物が文化財として国家による管理体制に移行されつつある時期の文書も確認した。文化財の毀損や滅失に対する当時の危機感がよく現れた文書であり、今後より詳細な分析を行うべきものと認められた。

研究成果の概要（英文）：The first year observed the talk to a neighboring shrine and temple. And the document was investigated for the following year. And the treasure-related report was summarized. The example with which the treasure was managed in it by the check organization by two or more human beings was checked. In addition, I investigated the document described at the time which was shifting to the management system by a state by using a treasure as cultural assets. A sense of crisis to preservation of cultural properties appears in this document well. Therefore, it is necessary to investigate in details from now on.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
21 年度	700, 000	210, 000	910, 000
22 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 500, 000	450, 000	1, 950, 000

研究分野：美術史

科研費の分科・細目：芸術学・芸術学芸術史芸術一般

キーワード：文化財保護

1. 研究開始当初の背景

申請者は大阪の公立博物館の美術担当として、専門領域である刀剣を介し、これらを所蔵していることの多い近隣社寺と意見交換する機会を持ってきた。

これらの社寺の関係者とのやりとりを通

じ見えてきたのは、社寺を護る立場という彼らの立場や視点によって護られてきた文化財が少なくないのではないかという、「意識」の問題であった。

現在の日本の文化財の多くは、もとは社寺に伝来した「宝物」である。脆弱な和紙や絹

の美術品がこれだけ長期間美しい状態で伝来したのは、秘宝として特別な時以外には公開されることなく、まさに「保存」されてきたからにほかならない。

中国美術や朝鮮半島の美術が度重なる戦禍で滅失する一方、日本に残された作品がその基準作となっている現実と比較したとき、身を挺して戦禍から美術品を守ってきた人々の存在、またその精神に注目すべきである。

これまでの一般的な博物館学では、日本の博物館行政については、明治維新後に国立博物館が設置される流れの概説からひもとかれることが通例で、前近代に話が及ぶことはなかった。しかし、明治維新以前に長期間文化財を護ってきた実績があつてはじめて、明治維新以後の博物館行政が成り立っているという事実が重要な視点であると考え、本研究を推進するに至った。

2. 研究の目的

これまで日本の芸術史は作品研究を主とし、作り手と需要者の関係や伝来の歴史的検証などを伴い、語られることが多かった。

その研究に即して表現すると、本研究の視点は「伝来」研究に近いように見える。しかし本研究は、単に伝来の事実関係を追うわけではなく、「どのように」伝来したかに主眼を置く点で異なっている。

またこれは、作り手と庇護者（パトロン）との関係とも似て非なるもので、今回主体として考える社寺という機能は、職業的な義務感、もしくは宗教的な倫理観によって、組織的に文化財を護ってきたという点で、他に例を見ない。

本研究は、前近代の日本に於いて、文化財保護の最前線にあつた重要な主体としての社寺という存在に注目し、博物館学の前史としてこれを位置づけることを主たる目的とする。

またそのことによって、明治以降の文化財保護行政の歴史に沿う形で今も継続的に進められている文化財行政に対し、長期にわたって確実に文化財を継承するシステムであつた前近代の文化財保護思想とその特長の一端を提起することにより、現行の文化財行政に資することを、一方でその長期的な目的とする。

3. 研究の方法

(1) 日々の調査活動や特別展「伊勢神宮」展の業務の機会等を活用し、大阪府下の社寺および神宮の関係者に聞き取りを実施する。

(2) 聞き取り成果を集積する

(3) 近隣の主要な社寺に伝来する文書類のうち、宝物に関する記載のあるものをピックアップし、調査を行う。また、類例があれば、その類例についても調査し、比較検討をする。

(4) (3) 項の成果の集積、データ化と分析

4. 研究成果

まず、大阪府下の社寺にて聞き取りを行った。その結果、現在彼らが日々感じ実感として持つ使命感やその精神性は把握できたものの、それを前近代に遡る意識として明確な形で確認できる知見やきっかけまでは得られなかった。これは一定予測された事態ではあつたが、一方でその言は、数値化やデータ化はできないけれども、確かな使命感を帯びていると実感することができた。

ここでは、神職個人が抱く思想や哲学を集積することは簡単ではないという問題につきあつた感もあつた。しかし、神職の哲学が長年にわたり継承されるに当たっては、単なる上意下達的な口伝だけではなく、なんらかのシステム—制度や規則といったもの—が介在しているのではないかとの仮定を持つにいたつた。

その点、伊勢神宮での聞き取りではその「システム」を想起させる事例を確認できた。神宮における「御師」と呼ばれる仲介者の存在がまずそれである。前近代に於いて、「御師」の自宅は、いわば神宝の収蔵庫として機能していたという。ただ、そのありようは御師個人個人の運用に委ねられていたようで、その実態は公式記録にはほとんど見えてこないものであつた。さらに、明治維新後、神社組織が国家により整備される過程で、これらの「あいまいな存在」は淘汰されていったものと思われる。

また、神宮に関して言えば、神職そのものが「ナカトリモチ」（中を取り持つ、仲介者の意味）として、「人」と「神（および神宝）」をつなぐ役割を果たしていたことも確認できた。

特筆すべきは、神宮徴古館に現在在席する学芸員が、自分自身「ナカトリモチ」でありたい、と自己認識していることである。神に仕える身と自覚する彼らの意識は、学芸員である自己を、「神宝（＝神）」と「市民」をつなぐ「ナカトリモチ」としての使命感を、すでに体得しているのである。

それでいて、彼らは宝物をおろそかにはせず、保存管理に心を砕いている。

一般的な博物館に於いて、「博物館と市民をつなぐ」意識と、「作品保存第一」という意識が、必ずしも同居しないケースが多い印象がある中で、「神」という存在を介することで、彼らはその双方の使命感をごく自然体で体得しているように考えられる。

社寺ではないが、これと類似した機能を果たした興味深い事例を冷泉為人氏の著作に見ることができる。同氏の言葉を借りるならば「蔵番」（蔵＝収蔵庫の番人の意味）である。

冷泉氏の著作などによると、冷泉家の文化財が伝来する過程に於いて、歌聖と呼ばれる定家の古典籍が治められた「御文庫」は、いわば神殿としてあがめられるべき存在であり、立ち入れる人間は当主に限られている。御文庫の2階には神棚が設けられているといい、同家では蔵に設けられた小さな通風口から日々参拝を行われている。ここから分かることは冷泉家の「蔵」およびその収蔵品は、「拝む対象」、つまり「神格化された存在」であったということである。

さらに冷泉氏の著作が現在の文化財保護を考える上で重要な視点を与えるのは、冷泉氏が民間の一般家庭から冷泉家に入り、その後、本研究のキーワードである文化財保護に対する「意識」や「使命感」を高めていった経緯が、赤裸々に記されている点である。かなり乱暴にまとめるならば、冷泉氏は冷泉家の生活になじむ過程でその意識が高められていくが、御文庫および定家が残した優れた作品に対して、これらが継承されたことに神がかった感銘を受けたことによって、その使命感を強く帯びるようになる。

これらの考察からいえるのは、「文化財保護」を単なる役所用語で終わらせないためには、広義における「神がかった」感銘を、これを担う担当者個々人が受けることが不可欠なのではないかということである。

また、宗教施設以外の事例として、尾張徳川家の事例を引用しよう。徳川家の財産の中で、特に同家にとって重要な作品は「火入らずの土蔵」といわれる、蔵の中でも特別扱いの蔵に収められ、内容物の点検の際も、灯火具の持参が厳禁され、厳重に火の管理を行われていたという。これは、絶対に火災を起こさないという強い意志のもと、これらが管理されていたことを伺わせる。各地で大火の多かった江戸時代において、宝物を護り続けるためには、「火の管理」が特に重視されていたのであろう。

また、名古屋城で管理されていた時代に於いては、出入りは限られた人物に限られ、許可証を必要としていたという。また、藩主の代替わりごとに宝物の台帳を作成し、それらが今に伝わっている。

一方で、同じ「御三家」である紀州徳川家においては、宝物台帳は現存しない。さまざまな事情から宝物台帳が作られることはなかったと考えられている。それらの宝物のうち、紀州東照宮に納められた作品についても、明治期に「神社財産登録台帳」が作成されるまで台帳化されることはなかった。幸い、神社に納められた作品は現在もまとまった状態で残されているが、同じ御三家である尾張徳川家に比べ、現在その全貌を知ることが難しいとされる紀州徳川家の宝物のおかれた現状は、その台帳の有無にすべて起因しているといえるのである。

今これらの事例を現在に活かすという視点で見たとき、博物館における台帳管理の重要性をこれらは物語っている。

前近代の文化財保護の主体であった宗教施設や大名家の事例は、学芸員の自己意識、また、収蔵庫、台帳管理といった職務面に至るまで、現在の博物館に多くの教訓を与えてくれる好例であることが、ここからだけでもよくわかるのである。

さて、宗教施設に話を戻し、最終年度に実施した大阪・誉田八幡宮の文書調査の成果について言及しておきたい。

なお、同社の調査では、原史料の保存を優先と考え、原史料ではなく羽曳野市教育委員会によって撮影されたマイクロフィルム出力物を通覧した。なお、このフィルムは記録用として撮影されたもので、現在は棒リストのみが刊行されている。

誉田八幡宮所蔵の文書にも「宝物目録類」という史料が複数残されている。これらは、同社の神宮寺においてその年預の立ち会いの下、奉行所に当てて作成された公文書である。そのうち特に重要な文書は複数の年預の署名がなされており、複数のチェック体制のもと確認作業を行うことで、宝物の不正流出を防ぐ効果を意図したシステムの構築を見取ることができた。

また「開帳御免許願」「開帳中宝物取扱」には、大事に宝物を取り扱うこと、また暮七つになったら櫃に入れて封印すること、といった開帳に当たっての諸注意が記録されている。これらは、散逸を防ぐための日々の工夫努力を書き記したマニュアルともいえるものであり、年預を中心とした各寺が相互に協力しながら、宝物類を維持管理するためのノウ

ハウを書面化していた様子が認められるものである。

改めて、宝物は漫然とそこに伝わったのではなく、意図的に意識的に伝えられてきたものであるということ、また、宝物を伝えることができた施設というのは、伝えられなかった施設にはない工夫や努力を重ねてきたということがここから推察されるのである。

以上の成果をまとめるならば、まず、前近代における宝物伝来の過程で行われてきた工夫を現代の文化財行政にトレースして考えることで、多くの課題の解決の道筋が見えるのではないかということである。

たとえば、菅田八幡宮の事例に学べば、作品の出納に関する重要な書類を複数の連名で作成することで人為的なミスを軽減できるかもしれない。また、「心得」を箇条書きにしたマニュアルを作成することで、改めてその実践を具体的な活動として認識できるかも知れない。

そして、この研究の動機でもあり、最も重要でありながらも、明確な形で呈示することの難しい「使命感」については、このような読み替えが可能ではないか。

まず、神職や名家の当主らが、日々の生活の中で代々の「継承」を強く意識し、その責任感を高めていったことを博物館活動に活かすため、所蔵されている文化財について、どれだけ多くの手を経てそれらが今に伝わっているかということ、定期的な研修を重ねることより、刷り込むように学芸員に伝授するといった活動に置き換えてはどうか。

次に、収蔵品に対する敬意を表する「動き」を自ら取るようにしてはどうか。冷泉家では蔵を参拝する。もちろん、公務に於いて宗教的な行為は厳禁であるが、刀剣や茶器の鑑賞作法として、拝見の前に作品を押し戴くようなしぐさを取るが、たとえばこうしたことだけでもいいのではないか。文書でも出土品でも、展示などを行う際、まず一礼をし、それから取りかかってみる。こういった日々の「動き」の積み重ねによって、学芸員の文化財保護に対する意識と使命感が少しでも高められはしないだろうか。

言い換えるとこれらは収蔵品に対する尊崇の念を維持するための学芸員の徳育とでも言うべきものである。博物館の果たすべき使命の中核にあるのが、文化財の維持継承であるという思いを共有することが、今後の「文化財の消耗品化」を避ける上での重要な視座となってくるということを、これらの事例は物語っているのである。

さて、この報告の最後に、明治以降の寺社

における展開について、調査過程で知り得たことを付記しておきたい。

寺社が宝物を今に伝えるに当たって、前近代に重ねてきた努力と知恵については先述の通りである。

その中で、明治維新とそれに伴う宗教政策の転換は、彼らにとっても大きな困難であり転機であった。大阪においても、神社の組織改編時の混乱に際し、多くの宝物の散逸という事態に見舞われた神社があったという。その一方で、散逸した宝物を神職の執念で取り戻した事例もあった。

大阪天満宮の調査では、明治20年代に記された文化財保護関連の未見の史料を確認した。文化財の毀損や滅失に対する当時の危機感がよく現れた史料であり、今後より詳細な分析を行うべきものと認められるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 0 件)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内藤 直子 (NAITO NAOKO)

大阪市文化財協会・大阪歴史博物館・学芸員
研究者番号：70270725

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：